

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度および一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、拠点が一つであるため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 姫の沢荘拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(7) 拠点区分事業活動明細書 (別紙3 (Ⅺ))

(8) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (Ⅻ)) は省略している。

(9) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

姫の沢荘拠点（社会福祉事業）
「法人本部」
「特別養護老人ホーム」
「短期入所生活介護」
「姫の沢荘デイサービスセンター」
「姫の沢荘居宅介護支援事業所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	230,105,730	16,872,710	26,982,221	219,996,219
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	231,105,730	16,872,710	26,982,221	220,996,219

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,279,931,852	1,059,935,633	219,996,219
構築物	152,831,400	150,070,992	2,760,408
車両運搬具	16,651,457	13,052,959	3,598,498
器具及び備品	72,788,769	57,978,771	14,809,998
機械・装置	4,214,700	4,214,694	6
合 計	1,526,418,178	1,285,253,049	241,165,129

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	49,332,721	0	49,332,721
未収金	41,320	0	41,320
未収補助金	3,890,118	0	3,890,118
事業未収金利用料	12,714,175	0	12,714,175
立替金	634,430	0	634,430
合 計	66,612,764	0	66,612,764

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし